

「GRIスタンダード」及びISSB基準を適用するにあたってのGHG排出に関する相互運用可能性の考慮事項

目次

はじめに	1
GHG排出に関連するGRI 305及びIFRS S2号の要求事項の分析	2-4
GHG排出に関連するGRI 305及びIFRS S2号の要求事項のマッピング	5-13

はじめに

本文書は、会社が「GRI 305：大気への排出2016」（GRI 305）及びIFRS S2号「気候関連開示」（IFRS S2号）の両基準に従い「スコープ1」、「スコープ2」及び「スコープ3」の温室効果ガス（GHG）排出を測定し、開示するにあたり、考慮すべき両基準間の相互運用可能性の領域を例示している^{1,2}。

本文書は、GRI 305及びIFRS S2号における要求事項の包括的な評価ではない。「GRIスタンダード」又はISSB基準を適用するにあたり、作成者は、それぞれの重要性（materiality）の定義を含め、「GRIスタンダード」及びISSB基準をそれぞれ参照しなければならない。

ISSB基準によれば、情報は、それを省略したり、誤表示したり、不明瞭にしたりしたときに、投資者の意思決定に当該情報が影響を与える（influence）と合理的に見込み得る場合には、重要性がある（material）。ISSB基準は、投資者の情報ニーズを満たすことに焦点を当てている³。

「グローバル・サステナビリティ・スタンダード・ボード」（GSSB）が定めた「GRIスタンダード」によれば、トピックは、経済、環境及び人々に対する組織の最も重大な（significant）インパクト（人権に対するインパクトを含む。）を与える（represents）場合には、重要性がある（material）。「GRIスタンダード」は、投資者を含む利害関係者の情報ニーズを満たすことに焦点を当てている。

本文書は、現在改訂中の2016年版のGRI 305を用いており、GRI 305に対する変更を反映するために更新される予定である⁴。

- 1 本文書は、会社がGHG排出についての開示を提供することが要求される状況を分析していない。
- 2 「GRIスタンダード」は、作成者について言及するために「組織（organization）」を用いており、すべての種類の組織に適用する。また、ISSB基準は、作成者について言及するために「企業（entity）」を用いている。本文書は、包括的な用語として「会社（company）」を用いる。
- 3 企業は、情報に重要性がない（not material）場合、ISSB基準で要求される情報であっても、また、ISSB基準が特定の要求事項のリスト又は最低限の要求事項を定めている場合であっても、これを開示する必要はない（IFRS S1号B25項）。
- 4 <https://www.globalreporting.org/standards/standards-development/project-for-climate-change-standards/>を参照。

GHG排出に関連するGRI 305及びIFRS S2号の要求事項の分析

GRI 305及びIFRS S2号の要求事項は、高度な整合性を示している。そのため、GRI 305を用いて「スコープ1」、「スコープ2」及び「スコープ3」のGHG排出を既に開示している会社は、IFRS S2号に従ってこれらのGHG排出を開示するのに適した立場にあることになる。

整合した要求事項

GHG排出を開示することについての要求事項の多くは、GRI 305及びIFRS S2号において整合している。例えば、両基準とも、「スコープ1」、「スコープ2」及び「スコープ3」のGHG排出の総量を、二酸化炭素相当（CO₂相当）のメートル・トンで開示することを要求している⁵。「スコープ2」については、両基準ともロケーション基準による排出量の開示を要求しており、「スコープ3」については、ともに測定に含まれる「スコープ3」カテゴリーの開示を要求している⁶。

これらの基準は、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）、六フッ化硫黄（SF₆）及び三フッ化窒素（NF₃）という同じ温室効果ガスを対象としている。また、GRI 305及びIFRS S2号は、「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」（「GHGプロトコルのコーポレート基準」）と同じ連結又は測定アプローチ（持分割合、経営支配力及び財務支配力）についても言及している。

両基準とも、会社がどのようにGHG排出を測定しているのかについて透明性を提供するための開示要求を含んでおり、これらの要求事項は大部分で整合している。例えば、両基準とも、会社がGHG排出を測定するために用いたアプローチ、方法論、インプット及び仮定に関する情報を開示することを要求している。

整合させることができる追加的な開示

GRI 305及びIFRS S2号で要求される追加的な開示は、当該基準を適用するにあたり会社が行う選択によって、整合させることができる。例えば、GRI 305は、会社が特定のGHG排出算定基準を用いることを要求していないものの、GRI 305のGHG排出に関する要求事項は、「GHGプロトコルのコーポレート基準」及び「GHGプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準（2011年）」の要求事項に基づいている。IFRS S2号は、会社がGHG排出を測定するにあたり、「GHGプロトコルのコーポレート基準」を適用することを要求している⁷⁻⁸。したがって、会社がGHG排出を測定するにあたり、「GHGプロトコルのコーポレート基準」を適用することを選択した場合、その開示はGRI 305及びIFRS S2号の両方の要求事項に整合させることができる。

GRI 305は、会社が「スコープ3」のGHG排出に関する開示を作成するにあたり、「GHGプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン基準」に含まれる「スコープ3」カテゴリーを用いることを提案しているのに対して、IFRS S2号は、会社が当該基準の「スコープ3」カテゴリーを用いることを要求している。会社は、開示を両基準の要求事項

-
- 5 会社がIFRS S2号を適用する最初の年次報告期間において、会社は、「スコープ3」のGHG排出の開示を省略できる経過的な救済措置を適用することが容認されている。
 - 6 会社が自身のバリュー・チェーンを評価することは、「スコープ3」のGHG排出を測定するにあたっての不可欠なステップである。「GRIスタンダード」及びISSB基準のいずれも、会社が自身のバリュー・チェーンの範囲をどのように決定するかについてのガイダンスを提供している（例えば、GRI 305の開示事項305-3の手引き及びIFRS S1号B6項(b)）。
 - 7 会社がGHG排出を測定するうえで、法域の当局又は会社が上場する取引所により異なる方法を用いることを要求されている場合、IFRS S2号は、会社が「GHGプロトコルのコーポレート基準」を適用する代わりに、当該方法を用いることを容認している。
 - 8 IFRS S2号に従い、会社は、IFRS S2号の要求事項に反しない範囲においてのみ、「GHGプロトコルのコーポレート基準」における要求事項を適用することが要求される。

に整合させるために、「GHGプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン基準」に含まれる「スコープ3」カテゴリーを用いることを選択することになる。

GRI 305は、会社が最も直近の「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）の評価報告書の地球温暖化係数（GWP）率を用いることを提案している⁹。IFRS S2号は、会社が報告日時点で利用可能な最新のIPCCの評価におけるGWPの数値を用いることを要求している。会社は、開示を両基準の要求事項に整合させるために、最新のIPCCの評価のGWP率を用いることを選択することになる。

GRI 305は会社が排出係数の情報源を開示することを要求しているのに対して、IFRS S2号はどの排出係数を使用したかについて理解できるようにする情報の開示を要求している。したがって、会社は、GRI 305及びIFRS S2号の両方の要求事項に従って報告するために、用いた排出係数（その情報源を含む。）を理解できるようにするために必要な情報を開示することになる。

GRI 305固有の要求事項及びIFRS S2号固有の要求事項

GRI 305は、IFRS S2号に含まれていないGHG排出についての要求事項を含んでおり、その逆もある。そのため、GRI 305及びIFRS S2号の両方に従って報告する会社は、両基準への準拠を主張するために、これらの要求事項に従って情報を開示する必要があることになる。

GRI 305固有の要求事項（IFRS S2号によって明示的に要求されていない事項）

GRI 305は、該当ある場合、マーケット基準による「スコープ2」のGHG総排出をCO₂相当のメートル・トンで開示することを会社に要求している。IFRS S2号は、マーケット基準による排出を開示することを会社に要求していないが、IFRS S2号の他の要求事項に従ってこの情報を開示する場合がある（マーケット基準による「スコープ2」のGHG排出の開示をもたらす場合があるIFRS S2号の要求事項に関するさらなる情報については、「IFRS S2号固有の要求事項」を参照）。

GRI 305は、総排出合計とは別個に、「スコープ1」及び「スコープ3」の生物由来のCO₂排出を開示することを会社に要求しており、この情報をどのように開示するかを特定するための調製の要求事項を含んでいる。IFRS S2号は、生物由来のCO₂排出の別個の開示を要求していない。しかし、IFRS S2号第32項は、産業固有の情報を開示することを会社に要求している。会社が、「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」を参照する場合、生物由来の排出に関連する指標が会社の活動に適用されることに気付くことがある。

GRI 305は、「スコープ1」、「スコープ2」及び「スコープ3」のGHG排出の計算に含まれるガスを開示することを会社に要求している。会社が「GRIセクター・スタンダード」を適用する場合、セクターに関連する特定のガスごとにGHG排出を分解するための提案に気付くことがある。IFRS S2号は、会社が計算に含まれるガスを報告することを明示的に要求していない。しかし、IFRS S1号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的な要求事項」（B29項からB30項）における集約及び分解の原則に従って、そのような情報が重要性がある（material）場合、会社は構成するガスごとにGHG排出を分解することを要求されることになる。IFRS S2号に付属する「設例」も参照のこと。

「GRIセクター・スタンダード」は、「GRIトピック・スタンダード」の開示のための、セクターの開示及びセクターの提案を含んでいる。これらの提案により、会社はIFRS S2号で要求されていない「スコープ1」、「スコープ2」及び「スコープ3」のGHG排出に関連する情報を開示することになる場合がある。

⁹ GRI 305では「地球温暖化係数（GWP）率」という用語を用いているのに対して、IFRS S2号では「地球温暖化係数（GWP）の数値」を用いている。

これらのGRI 305固有の要求事項は、IFRS S2号で明示的に要求されていないものの、資源及び関係への会社のインパクトは、サステナビリティ関連のリスク及び機会を生じさせるものとしてIFRS S1号で識別され、投資者にとって重要性がある（material）会社のサステナビリティのリスク及び機会についての情報を開示するためにIFRS S1号の全般的な要求事項がある。IFRS S1号は、ISSB基準において適用される要求事項に準拠するだけでは、投資者が会社の見通しにサステナビリティ関連のリスク及び機会が与える影響（effects）を理解できるようにするうえで不十分である場合には、会社が追加的な情報を開示することも要求している（IFRS S1号B26項）。

IFRS S2号固有の要求事項（GRI 305によって明示的に要求されていない事項）

IFRS S2号は、「スコープ1」及び「スコープ2」のGHG排出を、連結会計グループ及びその他の投資先に分解することを会社に要求している。

IFRS S2号は、会社の「スコープ2」のGHG排出についての投資者の理解に情報をもたらすことになる契約証書がある場合には、当該契約証書に関する情報を提供することを会社に要求している。当該基準は、会社がその開示の一部として、マーケット基準による「スコープ2」のGHG排出についての情報を開示する場合があることに留意している。

IFRS S2号は、資産運用、商業銀行又は保険に関連する金融活動の1つ以上に参加する会社が、その「スコープ3」のGHG排出の開示の一部として、それらの活動に関連するファイナンス・エミッションについての追加的な情報を開示することを要求している。

IFRS S2号は、GHG排出の測定に関連するさまざまな救済措置及び要求事項を含んでおり、これには、例えば、バリュー・チェーンの範囲を再評価する際の要求事項、バリュー・チェーン内で異なる報告期間を使用する際の要求事項、及び会社の活動を最も表現する排出係数を使用する際の要求事項が含まれる。「スコープ3」のGHG排出については、「スコープ3」のGHG排出を測定するための具体的な測定フレームワークの使用に関する要求事項、並びに重大な（significant）事象又は状況の変化があった場合の、「スコープ3」カテゴリー及び会社のバリュー・チェーンを通じての会社を再評価するための要求事項がある。

IFRS S2号は、採用した測定アプローチを会社が選択した理由、及びそのアプローチがどのように開示目的と関連しているかを開示することを会社に要求している。

IFRS S2号は、「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」に記述されている開示トピックに関連する産業別の指標を参照し、その適用可能性を考慮することを会社に要求している。この要求事項は、GRI 305では要求されていない「スコープ1」、「スコープ2」又は「スコープ3」（又はこれらの複数のもの）のGHG排出に関連する情報を会社が開示することをもたらす場合がある。

「GRIスタンダード」は、最も重大な（significant）インパクトについての情報を開示することを会社に要求している。これらのIFRS S2号固有の要求事項が対象としている情報は、会社の最も重大な（significant）インパクトについての関連する情報を提供する場合、GRI報告の目的で用いることができる。

GHG排出に関連するGRI 305及びIFRS S2号の要求事項のマッピング

このセクションは、GRI 305とIFRS S2号との間の「スコープ1」、「スコープ2」及び「スコープ3」のGHG排出の開示を比較するために評価した要求事項を概説する。これらの抜粋は、GHG排出を測定し、開示することに関連するすべての要求事項を反映していない。GHG排出を測定し、開示する会社は、「GRIスタンダード」及びISSB基準の全文を参照すべきである。

「スコープ1」のGHG排出の開示		
項目	GRI 305	IFRS S2号
「スコープ1」のGHG排出	報告組織は、次の情報を報告しなければならない。 a. 直接的なGHG排出量（スコープ1）の総計（CO ₂ 換算値（t-CO ₂ ）による） GRI 305-1-a	[...] CO ₂ 相当のメートル・トンで表される、報告期間中に企業が生成した温室効果ガス排出の絶対総量（absolute gross）を開示する [...] 次のように分類する [...] 「スコープ1」の温室効果ガス排出 [...] IFRS S2号第29項(a)(i)(1)
連結アプローチ	報告組織は、次の情報を報告しなければならない。 f. 排出量に関して選択した連結アプローチ（株式持分、財務管理、もしくは経営管理） GRI 305-1-f	企業は [...] 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」に従って企業の温室効果ガス排出を測定しなければならない [...] [...] 企業は、持分割合アプローチ又は支配アプローチを使用することが求められる。具体的には、企業は、次の事項を開示しなければならない。 (a) 企業の温室効果ガス排出を決定するために使用するアプローチ [...] (b) 測定アプローチを企業が選択した理由及びそのアプローチがどのように第27項の開示目的と関連しているか IFRS S2号第29項(a)(ii) IFRS S2号B27項
分解	-	[...] 「スコープ1」の温室効果ガス排出及び「スコープ2」の温室効果ガス排出について [...] 排出を次のように分解する。(1) 連結会計グループ [...] (2) その他の投資先 [...] IFRS S2号第29項(a)(iv)

10 「GRIスタンダード」については、GRIが公表する日本語版「GRI 305：大気への排出 2016」の内容を記載している。

<https://www.globalreporting.org/how-to-use-the-gri-standards/gri-standards-japanese-translations/>

「スコープ1」のGHG排出の開示		
項目	GRI 305	IFRS S2号
生物由来のCO ₂ 排出	<p>報告組織は、次の情報を報告しなければならない。</p> <p>c. 生物由来のCO₂排出量（CO₂換算（t-CO₂）による）</p> <p>2.1 開示事項305-1に定める情報を編集する際に、報告組織は次のことを行わなければならない</p> <p>2.1.2. 直接的なGHG排出量（スコープ1）の総計とは別に、バイオマスの燃焼や生分解によって発生する生物由来のCO₂排出量を報告する。生物由来の排出量にはCO₂以外のGHG（CH₄、N₂Oなど）、および燃焼や生分解以外のバイオマス・ライフサイクルで発生する生物由来のCO₂（バイオマスの処理、輸送によるGHG排出量など）は含めない</p> <p style="text-align: right;">GRI 305-1-c及び2.1.2</p>	<p>IFRS S1号における集約及び分解についての要求事項参照（B29項からB30項）</p> <p>IFRS S1号における集約及び分解についての要求事項参照（B29項からB30項）</p> <p style="text-align: right;">「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」参照</p>

「スコープ2」のGHG排出の開示		
項目	GRI 305	IFRS S2号
ロケーション基準による「スコープ2」のGHG排出	<p>報告組織は、次の情報を報告しなければならない</p> <p>a. ロケーション基準の間接的なGHG排出量（スコープ2）の総計（CO₂換算値（t-CO₂）による）</p> <p style="text-align: right;">GRI 305-2-a</p>	<p>[...] CO₂相当のメートル・トンで表される、報告期間中に企業が生成した温室効果ガス排出の絶対総量（absolute gross）を開示する [...] 次のように分類する [...] 「スコープ2」の温室効果ガス排出 [...]</p> <p>[...] ロケーション基準による「スコープ2」の温室効果ガス排出を開示する [...]</p> <p style="text-align: right;">IFRS S2号第29項(a)(i)(2) IFRS S2号第29項(a)(v)</p>
マーケット基準による「スコープ2」のGHG排出	<p>報告組織は、次の情報を報告しなければならない</p> <p>b. 該当する場合、マーケット基準の間接的なGHG排出量（スコープ2）の総計（CO₂換算値（t-CO₂）による）</p> <p style="text-align: right;">GRI 305-2-b</p>	<p>[...] 企業は [...] 企業の「スコープ2」のGHG排出についての利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書がある場合には、当該契約証書に関する情報を提供しなければならない。</p> <p>[...] 異なる市場においてさまざまな種類の契約証書が利用可能であり、企業は、その開示の一部として、マーケット基準による「スコープ2」の温室効果ガス排出についての情報を開示する場合がある。</p> <p style="text-align: right;">IFRS S2号第29項(a)(v) IFRS S2号B31項</p>
連結アプローチ	<p>報告組織は、次の情報を報告しなければならない。</p> <p>f. 排出量に関して選択した連結アプローチ（株式持分、財務管理、もしくは経営管理）</p> <p style="text-align: right;">GRI 305-2-f</p>	<p>[...] 企業は [...] 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」に従って企業の温室効果ガス排出を測定しなければならない [...]</p> <p>[...] 企業が企業自身の温室効果ガス排出を開示する場合 [...] 企業は、持分割合アプローチ又は支配アプローチを使用することが求められる。具体的には、企業は、次の事項を開示しなければならない。</p> <p>(a) 企業の温室効果ガス排出を決定するために使用するアプローチ [...]</p> <p>(b) 測定アプローチを企業が選択した理由及びそのアプローチがどのように第27項の開示目的と関連しているか</p> <p style="text-align: right;">IFRS S2号第29項(a)(ii) IFRS S2号B27項</p>

「スコープ2」のGHG排出の開示		
項目	GRI 305	IFRS S2号
分解	-	[...]「スコープ1」の温室効果ガス排出及び「スコープ2」の温室効果ガス排出について [...] 排出を次のように分解する。(1) 連結会計グループ [...] (2) その他の投資先 [...] IFRS S2号第29項(a)(iv)

「スコープ3」のGHG排出の開示		
項目	GRI 305	IFRS S2号
「スコープ3」のGHG排出	報告組織は、次の情報を報告しなければならない a. その他の間接的なGHG排出量（スコープ3）の総計（CO ₂ 換算値（t-CO ₂ ）による） GRI 305-3-a	[...] CO ₂ 相当のメートル・トンで表される、報告期間中に企業が生成した温室効果ガス排出の絶対総量（absolute gross）を開示する [...] 次のように分類する [...] 「スコープ3」の温室効果ガス排出 [...] IFRS S2号第29項(a)(i)(3)
「スコープ3」カテゴリの報告	報告組織は、次の情報を報告しなければならない d. 計算に用いたその他の間接的なGHG排出量（スコープ3）の区分と活動 組織は、次の上流・下流という部門・活動の区分（「GHGプロトコル事業者バリューチェーン基準」に記載されているもの）を使用するとよい [...] GRI 305-3-d及び開示事項305-3の手引き	[...] 「スコープ3」の温室効果ガス排出については [...] 次の事項を開示する。(1) 「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ3）基準（2011年）」に記載されている「スコープ3」カテゴリに従い、企業の「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定値（measure）に含めたカテゴリ IFRS S2号第29項(a)(vi)(1)
再評価	-	企業は、IFRS S1号B11項に従い、重大な（significant）事象が発生した場合、又は状況に重大な（significant）変化が発生した場合、バリュー・チェーンを通じて影響を受ける（affected）すべての気候関連のリスク及び機会を再評価しなければならず、これには企業自身の「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定において、「スコープ3」のどのカテゴリ、及びバリュー・チェーンを通じてどの企業を含めるかについての再評価が含まれる。 [...] IFRS S2号B34項

「スコープ3」のGHG排出の開示		
項目	GRI 305	IFRS S2号
「スコープ3」測定フレームワーク	-	<p>企業の「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定は、直接測定だけでなく、見積りの使用を含む可能性が高い。「スコープ3」の温室効果ガス排出の測定にあたり、企業は、その測定の忠実な表現となる測定アプローチ、インプット及び仮定を使用しなければならない。B40項からB54項に記載されている測定フレームワークは、企業が企業自身の「スコープ3」の温室効果ガス排出の開示を作成するためのガイダンスを提供するものである。[…]</p> <p>IFRS S2号B38項からB57項</p>
ファイナンス・エミッションに関する追加的な情報	-	<p>[…]「スコープ3」の温室効果ガス排出については […] 次の事項を開示する。(2) 企業の活動が資産運用、商業銀行又は保険を含む場合、企業の「カテゴリ-15」の温室効果ガス排出又は企業の投資に関連する排出（ファイナンス・エミッション）に関する追加的な情報（B58項からB63項参照）</p> <p>IFRS S2号第29項(a)(vi)(2)</p>
生物由来のCO ₂ 排出	<p>報告組織は次の情報を報告しなければならない。</p> <p>c. 生物由来のCO₂排出量（CO₂換算値（t-CO₂）による）</p> <p>2.5. 開示事項305-3に定める情報を編集する際に、報告組織は次のことを行わなければならない</p> <p>2.5.3. その他の間接的なGHG排出量（スコープ3）とは別に、組織のバリューチェーンにおけるバイオマスの燃焼や生分解によって発生する生物由来のCO₂排出量を報告する。生物由来の排出量にはCO₂以外のGHG（CH₄、N₂Oなど）および燃焼や生分解以外のバイオマス・ライフサイクルで発生する生物由来のCO₂（バイオマスの処理、輸送によるGHGの排出など）は含めない</p> <p>GRI 305-3-c及び2.5.3</p>	<p>IFRS S1号における集約及び分解についての要求事項参照（B29項からB30項）</p> <p>IFRS S1号における集約及び分解についての要求事項参照（B29項からB30項）</p> <p>「IFRS S2号の適用に関する産業別ガイダンス」参照</p>

「スコープ1」、「スコープ2」及び「スコープ3」のGHG排出の開示についての横断的な要求事項		
項目	GRI 305	IFRS S2号
対象となるガス	<p>本スタンダードの対象となるGHGは次の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 二酸化炭素(CO₂) • メタン(CH₄) • 一酸化二窒素(N₂O) • ハイドロフルオロカーボン(HFCs) • パーフルオロカーボン(PFCs) • 六フッ化硫黄(SF₆) • 三フッ化窒素(NF₃) <p style="text-align: center;">GRI 305イントロダクション</p> <p>報告組織は、次の情報を報告しなければならない。</p> <p>b. 計算に用いたガス (CO₂、CH₄、N₂O、HFC、PFC、SF₆、NF₃、またはそのすべて)</p> <p style="text-align: center;">スコープ1:GRI 305-1-b スコープ2:GRI 305-2-cも参照 スコープ3:GRI 305-3-bも参照</p>	<p>温室効果ガス</p> <p>「京都議定書」に記載されている7つの温室効果ガス、すなわち、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFCs)、三フッ化窒素 (NF₃)、パーフルオロカーボン類 (PFCs) 及び六フッ化硫黄 (SF₆)</p> <p style="text-align: center;">IFRS S2号付録A – 用語の定義 「温室効果ガス」</p> <p>第29項(a)は、企業が、CO₂相当のメートル・トンで表される、報告期間中に企業が生成した温室効果ガス排出の絶対総量 (absolute gross) を開示することを要求している。企業は、当該要求事項を満たすために、7種類の温室効果ガスをCO₂相当量に集約しなければならない。</p> <p style="text-align: right;">IFRS S2号B20項</p>
GHGの取引及び除去	<p>2.1 開示事項305-1に定める情報を編集する際に、報告組織は次のことをおこなわなければならない</p> <p>2.1.1. 直接的なGHG排出量 (スコープ1) の総計計算では、GHG取引は考慮しない</p> <p style="text-align: center;">スコープ1:GRI 305-1 2.1.1 スコープ2:GRI 305-2 2.3.1も参照 スコープ3:GRI 305-3 2.5.1も参照</p>	<p>[...] CO₂相当のメートル・トンで表される、報告期間中に企業が生成した温室効果ガス排出の絶対総量 (absolute gross) を開示する [...]</p> <p>IFRS S2号は、温室効果ガスの総排出 (gross greenhouse gas emissions) を開示することを企業に要求している。すなわち、除去の取組み (例えば、企業によるカーボン・クレジットの意図された使用からの) を考慮に入れる前の温室効果ガス排出である。</p> <p>[...]</p> <p style="text-align: right;">IFRS S2号第29項(a)(i) IFRS S2号BC81項</p>

「スコープ1」、「スコープ2」及び「スコープ3」のGHG排出の開示についての横断的な要求事項		
項目	GRI 305	IFRS S2号
バリュー・チェーン内で異なる報告期間を用いること	-	<p>企業は、バリュー・チェーン上の一部又は全部の企業と異なる報告期間を有する場合があります。そのような差異は、企業の報告期間における、バリュー・チェーン上のこれらの企業の温室効果ガス排出に関する情報が、企業が企業自身の開示に用いるために容易に利用可能でない場合があることを意味する。そのような状況において、企業の報告期間と異なる報告期間を有するバリュー・チェーン上の各企業から入手した情報である場合、企業は、企業自身の報告期間と異なる報告期間の情報を使用し、企業自身の温室効果ガス排出を測定することが容認される（特定の条件の対象である）[…]</p> <p style="text-align: right;">IFRS S2号B19項</p>
排出係数及びGWP	<p>報告組織は、次の情報を報告しなければならない。</p> <p>e. 使用した排出係数の情報源、使用した地球温暖化係数（GWP）、GWP情報源の出典</p> <p>2.2 開示事項305-1に定める情報を編集する際に、報告組織は次のことを行うのが望ましい。</p> <p>2.2.1. 開示するデータには、一貫性のある排出係数やGWP係数を用いる</p> <p>2.2.2. GWP係数は、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）評価報告書に記載されているもの（100年の期間に対応している）を使用する</p> <p>組織は、最新のIPCC評価報告書に記載されている最新のGWP係数を使用することもできる。</p> <p>スコープ1: GRI 305-1-e; 2.2.1及び2.2.2並びに開示事項305-1の手引き スコープ2: GRI 305-2-e; 2.4.1及び2.4.2並びに開示事項305-2の手引きも参照 スコープ3: GRI 305-3-f; 2.6.1及び2.6.2並びに開示事項305-3の手引きも参照</p>	<p>[...] 企業自身の温室効果ガス排出を測定するにあたりどの排出係数を使用しているかについて、一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにする情報を開示しなければならない。 [...]</p> <p>企業が企業自身の温室効果ガス排出を測定するために直接測定を用いる場合、報告日時点で利用可能な最新の「気候変動に関する政府間パネル」の評価における、100年の時間軸に基づく地球温暖化係数の数値を用いて、7種類の温室効果ガスをCO₂相当量に変換することが要求される。</p> <p>企業が企業自身の温室効果ガス排出を見積るために排出係数を用いる場合、企業は、企業自身の温室効果ガス排出を測定する基礎として、企業の活動を最も表現する排出係数を使用しなければならない [...]</p> <p style="text-align: right;">IFRS S2号B29項 IFRS S2号B21項 IFRS S2号B22項</p>

「スコープ1」、「スコープ2」及び「スコープ3」のGHG排出の開示についての横断的な要求事項		
項目	GRI 305	IFRS S2号
基準年	<p>報告組織は、次の情報を報告しなければならない。</p> <p>d. 計算の基準年（該当する場合、次の事項を含む）</p> <p>i. その基準年を選択した理論的根拠</p> <p>ii. 基準年における排出量</p> <p>iii. 排出量に著しい変化があったため基準年の排出量を再計算することになった場合は、その経緯</p> <p>スコープ1:GRI 305-1-d スコープ2:GRI 305-2-dも参照 スコープ3:GRI 305-3-eも参照</p>	
GHG排出算定基準	<p>本スタンダードのGHG排出に関する報告要求事項は、「GHGプロトコル事業者算定・報告基準」（「GHGプロトコル事業者基準」）と「GHGプロトコル事業者バリューチェーン（スコープ3）算定・報告基準」（「GHGプロトコル事業者バリューチェーン基準」）に基づいている。この2つの基準は、世界資源研究所（WRI）および持続可能な開発のための経済人会議（WBCSD）が作成したGHGプロトコルの一部分である。</p> <p>GRI 305 イントロダクション</p>	<p>[...] 企業は [...] 「温室効果ガスプロトコルの企業算定及び報告基準（2004年）」に従って企業の温室効果ガス排出を測定しなければならない。ただし、法域の当局又は企業が上場する取引所が、企業の温室効果ガス排出を測定するうえで異なる方法を用いることを要求している場合を除く。</p> <p>IFRS S2号第29項(a)(ii)</p>

「スコープ1」、「スコープ2」及び「スコープ3」のGHG排出の開示についての横断的な要求事項		
項目	GRI 305	IFRS S2号
GHG排出の測定のためのアプローチ	<p>報告組織は、次の情報を報告しなければならない。</p> <p>g. 使用した基準、方法、前提条件、計算ツール</p> <p style="text-align: center;">スコープ1:GRI 305-1-g スコープ2:GRI 305-2-gも参照 スコープ3:GRI 305-3-gも参照</p>	<p>[...] 企業は [...] 温室効果ガス排出を測定するために企業が用いたアプローチを開示しなければならない（B26項からB29項参照）。これには、次の事項を含む。</p> <p>(1) 企業が企業自身の温室効果ガス排出を測定するために用いた、測定アプローチ、インプット及び仮定</p> <p>(2) 企業が企業自身の温室効果ガス排出を測定するために用いた、測定アプローチ、インプット及び仮定を企業が選択した理由</p> <p>(3) 報告期間において当該測定アプローチ、インプット及び仮定に対して企業が変更を行った場合、その内容及び変更の理由</p> <p style="text-align: center;">「『スコープ3』測定フレームワーク」についての要求事項も参照</p> <p style="text-align: right;">IFRS S2号第29項(a)(iii) IFRS S2号B38項からB57項</p>

本文書は、IFRS財団及びGRI（「グローバル・レポート・イニシアティブ」）のスタッフによって作成された。この内容は助言を構成するものではなく、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）又は「グローバル・サステナビリティ・スタンダード・ボード」（GSSB）が発行した権威ある文書とみなすべきではない。本文書で示された見解は、必ずしもISSB又はGSSBの見解又は意見ではない。IFRS財団の観点からは、本文書はIFRS財団の「デュー・プロセス・ハンドブック」に記述されている教育的資料である。